

**令和 8 年度奈良県介護人材確保対策総合支援補助金
(外国人介護人材確保現地活動支援事業) の公募について**

1 目 的

この補助金は、奈良県内の外国人介護人材確保を図るため、「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて、海外現地で外国人介護人材確保に資する取組（現地での働きかけ強化・現地の学校との連携強化など）を行う事業者や、介護福祉士養成施設又は日本語学校を運営する法人に対して必要な経費を対象に支援を行う。

2 対象事業

交付要綱の別記に定める事業のうち、「**25 外国人介護人材確保現地活動支援事業**」

海外現地での外国人介護人材確保に資する、以下ア～エの取組とします。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関する P R、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

<対象経費について>

海外の送り出し機関との関係構築に向けた事前準備・調整、日本の介護に関するプロモーションに要する下記の経費とします。

なお、外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象とはなりません。

・人件費（※1）、旅費、需用費（※2）、会議費、役務費（※3）、委託費、補助金、負担金（※4）、使用料・借上料、備品購入費（※5）

※1 人件費には給料・報酬・報償費・社会保険料等を含む。

※2 需用費には消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費等を想定。（食糧費は除く）

※3 役務費には通信運搬費・手数料・保険料等を想定。

※4 外部団体等に委託して実施する場合を想定。

※5 備品購入費については、単価 30 万円以上の備品は除きます。

3 対象事業者

県内で外国人介護人材を受入れ施設、受入予定施設又はこれらを経営する法人、介護福祉士養成施設又は日本語学校を運営する施設とする。

4 対象経費

補助の対象となる経費については、交付要綱別表に記載のとおりです。
上記「2. 対象事業」に記載の＜対象経費について＞を参考としてください。

5 補助金の額

1 法人当たり 50 万円以内

※ただし、複数施設の JV（共同企業体）として一体的に取り組む場合等はその限りではありません。

補助額は上記「2. 対象事業」のア～エの事業ごとに、実支出額と補助基準（上限）額を比較して少ない方の額とします。なお、算出された額に千円未満に端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額とします。

6 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年1月31日までに実施する事業

7 申請方法

補助金の交付を希望する場合は、次により事業計画書を提出してください。
事業計画書の申請段階では申請額の根拠資料等の書類は不要です。

(1) 提出書類

- ① 01_様式1 事業計画.doc
- ② 02_様式2.xlsx

＜書類の提出について＞

- ・代表者の押印は不要です。
- ・定められた様式は、データ形式の変更（PDFにする等）はしないでください。

(2) 提出期限

令和8年8月25日（火）17時15分まで

(3) 提出先及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

下記メールアドレス宛てご提出をお願いします。

【メールアドレス】

fukushi.jinzai@office.pref.nara.lg.jp

〔問い合わせ先〕

〒630-8501 奈良市登大路町 30
奈良県福祉保険部 地域包括支援課
地域包括支援課 福祉人材確保・育成係
電話：0742-27-8039 FAX：0742-26-1015

8 補助事業者にかかる責務等

補助金交付事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を必ず遵守してください。

- (1) 事業全体の進行管理など、事業の推進全般についての責任を持つこと。
- (2) 事業計画の内容を変更する必要がある場合は、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。

- (3) 補助事業の実施にあたっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

9 留意事項

補助金の額は、予算額の範囲内で、対象となる事業の実施に必要な経費の全部又は一部を助成します。

なお、予算に限りがあるため、申請が多数寄せられた場合には、申請額の全額を交付できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご留意願います。

10 今後の予定

- ・ 内示 9月上旬
- ・ 補助金申請 9月中旬
- ・ 交付決定 10月中